

コンビニで取得できる各種証明書の 手数料を減額します。

草津町では、住民の方々の利便性向上を目的として、住民票等の一部の証明書を、各コンビニエンスストアのマルチコピー機からマイナンバーカードを用いて交付できる仕組み（以下「コンビニ交付」といいます。）を導入しています。

このコンビニ交付における交付手数料は、これまで役場窓口と同様の金額（1件あたり300円）で運用していましたが、更なる利便性向上を目的として、令和7年10月1日から、**200円に減額**しますのでお知らせいたします。

なお、手数料減額以外の変更はありませんので、改めて交付手順等を下記のとおりご案内いたします。

記

- 1 減額内容 コンビニ交付対象証明書1件あたり300円を200円とします。
- 2 減額する時期 令和7年10月1日(水)8:30より。
- 3 コンビニ交付対象証明書の種類
 - ・住民票
 - ・印鑑登録証明書
 - ・所得証明書
 - ・課税（非課税）証明書
- 4 コンビニ交付で必要なもの
 - ①マイナンバーカード又はカード情報を搭載したスマートフォン
 - ②利用者証明用電子証明書（4桁の暗証番号）
 - ③手数料（令和7年10月1日から200円）
- 5 交付手順（マイナンバーカードの場合）
 - ①コンビニのマルチコピー機の画面で、「行政サービス」を選択。
 - ②「証明書の交付」を選択。
 - ③「証明書交付サービス（コンビニ交付）」を選択。
 - ④「マイナンバーカード」を選択。
 - ⑤利用できるマイナンバーカードをマルチコピー機の所定の位置（読み取り位置）に置く。
 - ⑥「お住いの市区町村の証明書」を選択。
 - ⑦「4桁の暗証番号」を入力し、カードを取り外す。
※カード取り外し後の置忘れなどに十分ご注意ください。
 - ⑧証明書の種類を選択し、画面の案内に沿って「記載事項」や、「必要部数」等を選択及び入力。
 - ⑨発行内容確認画面で最終確認を行い、手数料を入金後、証明書交付。
 - ⑩マルチコピー機から**印刷された証明書を受領。**→ 以上で終了。

6 その他事項

マイナンバーカードの情報を搭載したスマートフォンでも交付できます。この場合は、交付手順④の「マイナンバーカード」に替えて、使用するスマートフォン（Android 端末又は iPhone 端末）を選択し、手順に従って操作してください。（スマートフンの場合、交付手順⑥の部分が若干異なります。）

詳しくは、地方公共団体情報システム機構の専用サイトをご確認ください。
（外部リンク：<https://www.lg-waps.go.jp/01-01.html>）

コンビニ交付は、システムメンテナンス等により使用できない場合がありますので、その際は事前に町ホームページ等でお知らせします。

【マイナンバーカードの暗証番号を忘れてしまった場合は・・・】

暗証番号については、原則本人のみが知る情報のため、役場では一切管理していません。

このため、暗証番号を忘れてしまったり、分からなくなってしまった場合などは、ご自身で**初期化・再設定**をする必要があります。

初期化・再設定をする場合は、①住民登録地の市町村窓口、又は、②コンビニのマルチコピー機で再設定できますので、ご対応願います。（詳しくは、別紙参照）

お問い合わせ先 草津町役場 住民課 Tel0279-88-7192
